

安永七（一七七八）年における境界争論

——幕領・寺社朱印地における争論——

西村 卓
井ヶ田 良治
新谷 弘

はじめに

今回翻刻する史料は「中河村小物成場所見分ニ付出入日記」と銘打たれ、安永七（一七七八）年に幕領と寺社朱印地との境界をめぐって起こった争論について記録された日記である。これは争論の一方の当事者である横尾山西明寺が記録として残したものであり、この争論が幕藩体制下における幕府代官所、寺社、領民を巻き込んだものであることから、当時の「山」の支配権、領有権、保持権などを巡る諸関係を図らずも明らかにしてくれることとなった。

「中河村」は、現在の京都市北区中川北山町の元地名であり、江戸時代は山城国葛野郡中河村と呼称され、明治になり山城国が京都府となり、明治二二（一八八九）年市制町村制実施によって、中河村が中川村と改名された。下つて昭和二三（一九四八）年に京都市に編入、現地名となるのである。この地は、室町時代に興った侘茶を行う草庵風数寄屋建築に使用される全国で唯一の高級磨丸太北山杉の産地で、昭和三七（一九六二）年、川端康成の小説「古都」の舞台となり、一躍、その名を全国に知らしめた。

新谷は、たまたま家のルーツ調査のため訪ねた横尾山西明寺（現京都市右京区梅ヶ畑横尾町一に所在）においてこの史料が所蔵されていることを知り、許可を得てそれを判読する過程のなかで、近世期における「山」の領有権をめぐる幕府―寺社―領民とが複雑に絡み合いながら起こる争論の経過と特徴を示してくれるものであると考え、井ヶ田と西村が史料の翻刻とその解題執筆に参与する形で、今回発表する運びとなった。

一 中河村の地理的環境と歴史

京盆地から北に約一〇kmに標高八九六mの棧敷ヶ岳がある。この地を源流として南に向う鴨川と南西に向う清滝川の二流が発している。清滝川沿いには直ぐ大森、小野郷の集落が連なり、その支流として川の東方より真弓、杉坂の集落を貫いた細い杉坂川が、中川の北方約五〇〇mの地で清滝川に合流している。ここは、源流点より約一〇km下流である。中川を過ぎ、下流約四kmに、紅葉の名所梅尾山高山寺、横尾山西明寺、高尾山神護寺の古刹が連なる麓を流れ、約三kmで清滝を経て、保津川に合流し嵐山へと流れる。中川の北東、僅か一kmの隣村杉坂は、古の若狭街道、丹波街道の二支道が合流する交通の要所で、いずれも数ヶ所の峠越えにて北に向い、真弓、大森、山国、美山、そして若狭小浜に至る。また、北西に向い小野郷、細野、宇津、園部に連なる丹波街道支道となる。この二支道は杉坂より長坂越（現・京見峠）をへて、京の七口の一つ、鷹ヶ峰（長坂口）に入る。前出、丹波街道の細野より南に向う分岐道があり、愛宕山、愛宕神社の東、首無地蔵峠を越え、谷山道を降り、高雄山神護寺の東横を南行、御経坂を越え、宇多野福王寺にて京一条通に通じる。

近隣のこうした二街道に囲まれていながら、中川の上、下流域は急峻な渓谷にて川沿いの道はないに等しく、明治三五（一九〇二）年、現在の周山街道、国道二六二号線の開通まで隣村との交流は山中の細い間道に拠るしかなく、一種隔絶された地であった。唯一、南東に向い片道約六kmの地に、前出の京七口の一つ鷹ヶ峰に通じる中川単独の生活道である京道、菩提道がある。

男性が山から持ち出した柴、薪、炭を主に女性が頭に頂き、日に二往復、鷹ヶ峰まで運び、日銭を稼ぎ、日々の生活物資を村へ持ち帰った。秋から冬には、松茸、北山磨丸太を村民あげて、女性は頭に、男性は肩にて搬出した。

奈良時代末、道鏡事件、また平安遷都で活躍した和氣清麻呂が奉行となり勅願によって僧慶俊が山岳仏教の愛宕山五寺を天応元（七八一）年に開き、その一寺として高雄山寺（後の神護寺）を建立した。この神護寺の境内寺領として、南は梅ヶ畑平岡、北は中川の地までの約二〇〇町歩を拝領したと考えられる。しかし、この時、まだ中川の地に集落の存在を示す史料はない。

下って鎌倉初期、承久元（一二二九）年、ここに初めて集落の存在を示す史料が登場する。それは神護寺文書に莊園名称「中河莊」としてあらわれるのである。これらの史料によれば、この承久元年以前の中河莊は御室仁和寺の所領で、この年より神護寺の領地となるのである。

以後、約四〇〇年間、中世期も領主神護寺は変わらず、その後近世の慶長六（二六〇二）年の「中川村田畠名寄帳」（西明寺所蔵）により、ここに初めて具体的な村の状態と、二度目の領主の移行が判明した。

村の規模は、戸数五三（戸主の俗名が付されている）、寺社一、その所有する田畠、屋敷の面積、合計三町三反八畝一四歩、それに対する年貢高、三五石四斗七升五合六勺五才。領主負担分の村経費、四石四斗壹才、そして高雄山神護寺、高僧晋海僧正の花押が附された譲渡証書として神護寺より横尾山西明寺へ分与されたことが示されている。以後領主は変わらず明治まで続いた。

右に記した慶長六（二六〇二）年の村の姿は以後大きく変貌する。宝永元（一七〇四）年には、「中河村の戸数百拾壹戸、人口四百七十五人」となり、慶長期から村の規模は二倍に膨れ上がった。山を削り田畑を潰してまで家を建てねばならなかったのである。その原因としては、前述したように数寄屋建築用の高級磨丸太北山杉の栽植の増加、それは茶道文化の隆盛、「茶禅一致」の思想による名だたる禅寺での数寄屋造りの隆盛と軌を一にしていたと考えられるのである。

二 翻刻史料「出入日記」の内容

江戸時代になり幕藩体制が確立されるにつれ、商品経済が発達し物価が上昇し、その結果、幕府の歳出増加が年貢増徴策となり、同時に年貢以外の山林、原野、海、河川、商工業者の全てに小物成と称し雑税を課した。

それが延宝検地に繋がり、次に掲げる西明寺領中河村の山林＝柴山の検地となる。次にその「検地帳」を抄録しておく。⁽⁴⁾

延宝己未年六月 山城国葛野郡中河村上ヶ柴山検地帳

一、雑木小柴山

式拾壹町二拾間

村中持山

拾貳町四拾間

惣代次郎左衛門 印

此上ヶ柴三千六百束 但、壹束三尺五寸繩

此定銀六百七拾貳匁 但、四束壹匁二付、銀七分五厘直

右者山城国葛野郡中河村上柴山

(以下略)

この検地帳は延宝七(一六七九)年六月のもので、村中持山として「かまとき」と呼ばれた雑木の小柴山の領域を定め、その持山に対して年間柴三六〇〇束の小物成が賦課され、代銀納として銀六七二匁を毎年幕府代官所へ村から収めることが明記されたのである。その領域は、中河村を南北に貫いている清滝川を境に、南の梅ヶ畑との境界点より川の西側を北にさかのぼり二一町二〇間、

また同点より中河村、梅ヶ畑の境界線を西にすすみ一二町四〇間で囲われた部分で、西明寺領約五〇〇町歩のうち、約五分の三を幕府領として確定したものである。

延宝七（二六七九）年の検地から丁度一〇〇年後の安永七（二七七八）年二月、「中河村御小成場所見分」が始まる。

この安永の前の時代、明和期（二七六四～七二年）は、幕府財政悪化が続き赤字基調であった。それゆえ、幕府は物成・小物成、そして運上・冥加金などの増税策をすすめることになった。翻刻史料にみられる代官所からの見分はその一環としてあったものであり、増税を計ろうとする意図が明白であった。

それは、延宝七（二六七九）年の検地では二辺の計測しかされておらず、他の二辺の実測はない。それゆえ現地地の境界線は曖昧になつたままである。しかし検地時の絵図があつたようだが、検地から一〇〇年も経て、より曖昧な境界線を幕府側は見分により広げようとする。その一方で、西明寺側はそれを阻止しようとする。現地に庄屋以下多くの村役の百姓が呼び出され、見分に立ち合わされ、板挟みとなり、山庄屋、山年寄、惣代の三名は、西明寺、代官所と二度も取調べのため留置されることにもなった。

最終的には、御室御所仁和寺の仲立により、門跡寺最高位の威光をもってか、現状維持で収まり、西明寺から仁和寺ほかの関係者に応分の謝礼がされたことが記されている。

おわりに

江戸時代には村を単位に行政区画が線引されて確定し、その行政村がそれぞれの領主に対して年貢納入の責任を持つと同時に領主支配の最末端を構成していた。そのため、飢饉や天災・地変が起こったり、搾取が重くなったりすると、領主と領民の間に対立が生じ、村役人は両者の板挟みになって悩まされることになった。本件では幕府代官所と村の百姓だけでなく、村役人および寺社（地頭・領主）の四関係者の文字通り四つ相撲であつたことが注目される。もともと神護寺の御朱印地に含まれていた中河村は西明寺の

領地となり、慶長六（一六〇二）年には五三戸の百姓の村であり、高尾山神護寺から西明寺に分与され、安永七（一七七八）年の本「日記」の存在によって、この時点で御朱印地として西明寺に属する村であったことがわかる。但し、その領地のなかには「かまとぎ山」という御小物成山が存在していたことが知られる。また日記につづられたその経過によって、寺社御朱印地が他の介入を許さないもの（時の幕府であっても）であったことを知ることができる。また、西明寺の日常の運営は、各寺の長老を中心にした僧侶・衆徒の合議によって行われていたことが知られる。なお、紛争解決に仁和寺、大覚寺の果たした役割が大きかったことに注目すべきであるが、その究明は他日を期する他はない。

註

- (1) 高岡義海『梅ヶ畑村誌』（一九三二年）参照。
- (2) 『大日本史料IV一五』（一九一六年）一三八頁、『莊園志料』（一九三三年）八七頁など参照。
- (3) 中川共有文書「管轄沿革」（一九〇八年）三頁参照。
- (4) 西明寺所蔵文書。

【凡例】

- 一 資料の翻刻にあたり、漢字は常用漢字を原則とした。
- 一 略字・合体字などについては、すべてひらがな・カタカナ・常用漢字に直した。
- 一 変体仮名（而・者・江・茂・与など）に関してはポイントを落とし残した。
- 一 判読不能な文字に関しては、文字数を□で示した。

- 一 抹消箇所は■で示した。ただし、長文になる抹消は、その部分を――で抹消した。
- 一 読みやすくするために、適宜読点を付した。
- 一 空白部分に関しては、適当な字数を「」で示し、(空白)と注記した。
- 一 折込文書に関しては、折込部分に「」を付して収録し、「折込」と注記した。
- 一 注記はすべて()を付した。

(表紙)

安永七年戌二月■吉祥日

中河村小物成場所見分二付出入日記

榎尾山西明寺

月直□□□□

正月廿四日

公用敷上柴山、今度從小堀見分之旨先触有之由、中河より訴来候、右触状之写二通別二在

二月二日

見分役人、小堀數馬殿内和田伊左衛門、安田孫右衛門右両人、中河村へ入込候由

三日

百性兩人、右見分役人入込之由、訴来る口上ニ

昨日納竹藪之見分無滞相済候処、今朝ニ相成御役人中被仰候者、今日より上柴山致見分候間、槇尾寺領御小物成山境相立、絵図面之通無相違可致案内旨被仰渡、今朝より御案内申上候筈ニも御座候、依之右之段御訴申上候、此方より相尋候者、寺領、御領之境急度相別レ候事ニ有之哉、百性之返答ニ、境之儀者不存候へ共、夫々持主先へ罷越、かり別等致置、御案内申候由申候事

四日

中河村之絵図取寄、披見候事

五日

智藏師、本光師、中河村へ罷越、見分役人へ致対談被申候趣

寺領之儀故、百性共甚不調法、殊ニ寺領境等之儀も不案内之事故、御檢地帳絵図ニ引合御見分被成遣候様、幾重ニ茂御憐憫之上、宜御願申上候与申置罷帰リ候

六日

本見師、神照院へ窺ニ参リ候事、智藏師者高雄普賢院へ参、高雄領之様子相尋候処、家別ニ山杓枚ヅ、為夫代遣置有之由、先年中

嶋村十人組合本所を相手取、上柴山之由申立、及公訴候得共、百性之申分相立不申、右十人之者共ハ、流罪被申付候事も有之候得者、中河村之儀、当寺御朱印之内ニ候得者、右之旨申相立候事与被存候旨被申候事

七日

早朝より知事寮之古書物致吟味候処、延宝上柴山検地帳写有之、其中ニかまとき雜木子柴山与有之、其外慶長年中之書物等有之候而、夫代并小物成之様子荒々相知候間、中河村江今度見分役人を案内仕候者共ニ絵図并検地帳可致持参旨申遣候

今夜八ツ時、庄屋半兵衛、年寄三左衛門、山庄屋久右衛門、山年寄治右衛門、惣代兵衛門、右五人之者共来山、則絵図を披き、右五人之者共呼出、案内之様子相尋候処、寺領不殘案内候由、依之検地帳を讀聞セ、検地帳之字を以絵図面引合、察察申聞ケ候趣者

御検地帳絵図面ニ急度字相別レ有之を、寺領一同ニ案内候儀何以可致哉、此返答可致者百姓何茂恐人候与計申、一向返答無御座候之不念ニ相極候上者、御検地帳を以かまとき山御案内可申由申付候へ共、聡と請合不申候故、右察答之趣返答有之歟、又者かまとき山案内いたし直シ候旨請合出来候迄者留置候旨申付候処、段々詫言申二付、且对御公儀不礼ニも可相成与存、庄屋、年寄、
□残三人留置候事、尤右兩人へ山案内之儀ハ仕間敷由、申付帰り候

八日

五ツ時、中河村老分之者共、新左衛門、吉左衛門、又右衛門三人来り、山境紛敷由申候間、絵図之面を以委細申付帰り候事
同八ツ時、次郎右衛門為御見舞来山候間、絵図面を以検地帳ニ引合申聞候へ者、兎角案内仕直候様請合罷帰り候事

同夜八ツ時、中河村百姓徳左衛門、角左衛門、市郎左衛門、与兵衛、佐兵衛等来山相願申候趣者、何分山境相知不申候故、紛敷儀申上候而者後難恐多候間、御本所様之御指図を蒙度由申候故、従此方申聞候者、山境者御公儀之事ニ候者、本所之指図難成候、尤絵図面を以可申聞与、則絵図をひろけ検地帳引合、委細ニ教へ致得心帰り候事

尤、此五人之者共ニ見分之儀相尋候処、今日茂庄屋より以人足山地案内仕候由申候事

九日

早朝衆評之趣者、庄屋半兵衛、年寄山左衛門儀、此方より察答候返事無之上者、案内仕間敷申付可留置処を赦し而帰り候ニ、強而案内仕候由甚不埒之至、仍而村役儀可指留旨決定、尤伯英師、智泉師右兩人者後役申付ニ参り候事、尚先庄屋、年寄可罷出旨申遣候事

同四ツ時、庄屋、年寄来ル、仍而右留置候三人召出申聞候ハ、

昨日、新左衛門、吉左衛門、又右衛門訛言ニ参り、次郎右衛門茂訛言申、山之案内仕直儀請合帰り候、其方共是此通之請合仕候ハ、赦し可帰候与、即案文読聞候へ者

三左衛門申候者、我々役儀相勤候身分故、是迄案内仕候処を、今更間違之由申儀得不仕候、我々身上者如何様ニ可被仰付与申候故、申聞候者

其方只今申儀尤之至、男たる者著無道候而ハ有間敷、乍去是ハ手前か申聞候得与可承、此度之察答返事於無之者、村方之無念ニ相極候へ者、謬而改ルも人之道慈愍を以申付候一札ナレハ、指候(正略)罷帰候ハ、末々為ニ可被宜存事、乍去強而申品無之与申聞候へ者致承知一札指上候

庄屋、年寄兩人ハ、此度之仍不調法、先役儀指留被成候間、其段致請させ取置候

同七ツ時分、右五人之者共之外兩人相添訴来候趣者

只今御役人中被仰候者、弥案内不成儀ニ候へ者、其段書付指出可申ハケンクと急被仰候間、如何可仕哉、御窺申上候
右之返事ニ

此度御見分之儀、寺領をも一同ニ御見分被成儀ニ候者、御案内可申、若又御領計之儀ニ候ハ、御檢地帳のかまとき山計御案内

可申与、従本所被申付候与可申旨申付歸し候事

同夜四ツ時、藤右衛門、久藏、重三郎、清左衛門、藤四郎、権次郎、善次郎、次郎三郎、吉三郎、仙次郎来山、訴之趣者

御役人中只今御歸被成候間、急ニ是迄案内仕候場所之請印指上候様被仰候、如何可仕哉

申付候趣者

此儀ハ先ニも申聞候通、此方より察答之返事無之内者相成不申、急度仕間敷由申付歸し候

今日、庄屋代申付ニ罷越候衆へ、見分役人より致対面度由申參候間、兩役僧初会之時口上ニ、今日者村役人共此度不調法ニ付、御上へ恐も有之、役儀指留候間、後役申付ニ罷下り候事故、御掛合ニ者難及候へ共、懇々ニ使之事故、罷出候

見分役人衆被申候者承知仕候、拙共茂唯唯断を申計候、先此度見分所段々相濟寄、今纔ニ相成、指問御座候而ハ迷惑ニ存候間、先罷歸役人共評議之上見分可仕候、乍去御山ニも駈与仕候御書付ニ而茂御座候へ者、明朝迄ニ為御見被下候へ与申候事
役僧中承り、暮六ツ時分歸山

十日

未明より智巖師、本見師、役者代智泉、右三人中河村へ罷越、次郎右衛門宅を宿所ニ定メ、則案内申付、見分役人衆へ掛合、先和田伊左衛門被申候者、昨日御出之方申入候通、何ニ而茂古き御書物御座候ハ、御見可被成候、三人之役僧申候者、於本所而も御檢地帳并村方之絵図之外ニ、慥成証文も無之候得共、古き物与被仰候間、慶長八年小物成人扶等之定書有之候間、入御覽ニ即ニ通差出、先是方御当之古き書物ニ御座候、此外論所山取上候例も数々有之候間、幾重ニも百姓共不調法者御免被成遣、延宝御檢地帳之表を以御見分奉願候、和田氏被申候ハ、拙者共評議之上御返答可申候与之事ニ而別レ、次郎右衛門宅江歸り候事

同八ツ半時分、使ニ而被申越候者、此方一先罷歸り、役人共評議之上重而見分仕可申候間、追付罷歸り候、各様ニも御勝手ニ御歸可被成候間、此方より次郎右衛門を以申遣候口上ニ、此方百姓共不調法者幾重ニも本所より御託申上候間、此度御見分可被下候旨申

遣候、返事ニ、被入御念候而御使被下候得共、先刻も得御意候通、日数も重り候儀、一先罷帰り役人共評議之上見分可仕候間、左様ニ御心得可被下候

同暮六ツ時分、御役人衆より村方絵図を一寸為見候様申越候返事ニ

絵図者先達而本所ニ預り置候間、是非御用ニ候ハ、写を仕可入御覽、尤急ニ難調候旨申遣候

同夜五ツ時分、御役人衆より三通之草案被出、百姓共窺来候事、一通者村方数、一通者納竹數請書、今一通之趣ハ、以書付申上候

一 当村御小物成山為御見分、和田伊左衛門殿、安田孫兵衛殿被成御越、此間中御案内申上御見分段々濟寄、難有仕合奉存候、然処、御小物成山地境之儀ニ付、御地頭所故障之儀御座候間、乍恐暫御見分之儀御延引被下候様奉願候、御地頭処相濟次第御見分之儀奉願度奉存候、依之御書付申上候、以上

城州葛野郡中河村

御小物成山支配

庄屋 久右衛門

年寄 治右衛門

惣代 兵右衛門

案内 半兵衛

同 茂兵衛

同 三左衛門

安永七年戊二月九日

小堀数馬様

御役所

右之書付指上度由、百姓共申来候間、返事二本所より察答之返事無之上八、印形難成旨申付候
同八時分、草案壹通持参、其趣者

以書付申上候

一 当村小物成山為御見分、和田伊左衛門殿、安田孫兵衛殿被成御越、此間中案内申上候処、右小物成山地境之儀二付、御本所
様より蒙御察答、私共難儀迷惑仕候、仍之今暫御日延奉願候処、御聞届被成候ハ難有奉存候、右地頭所相済次第御見分被成下候様、
被仰聞、重々難有仕合奉存候、仍而以書付奉申上候、以上

城州葛野郡中河村

支配

庄屋

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

安永七年戊二月

小堀数馬様

御役所

此書付も同様之儀ニ候へ者、如前無返答内ハ相成不申候旨、申付候事

十一日

明六ツ過、御役人中より書付出来兼候ハ、不苦由被申候、当役僧中百姓共へ申聞候ハ、此度不調法成御案内申候段甚恐入候間、何卒御赦免被下、御小物成山かまとき御見分被成下候ハ、村中一統ニ難有奉存候与、右之趣御聞入無之迄も、書付を以願置候様申付候事、即、致承知指上候へ共、一向取上無御座由、五ツ時分寺領を被出候、追付役僧中三人宿処を起ち、四ツ過焔山、同七ツ時分百姓兩人来山、願候趣ハ、かまとき山丁数定有之法立相尋候事、其者ニ申聞候ハ、明日昼過二者当山より小堀役所へ相届ケ候間、其村より茂今一往役人衆へ相願候様、申付候事

十二日

四ツ時分定四郎外二壺人、小堀役人衆指出候願之案文を以窺ニ来候事、尤指問之文言仍有之、直し遣候事

一 昨日御役人衆送り人足共へ被仰候者、地境別候ハ、立返り致見分可遣由被仰候間、明日太秦へ参り、村方より役人衆願度奉存候間、御本所様より小堀へ御届ケ之儀ハ暫御延引可被下旨願来候事

同九ツ時分宗蓮寺中性庵、此度之儀ニ付御見舞ニ来山

同夜八ツ時分、百姓兩人願書案内致所持窺ニ来、是又指問之文直遣し候事

十三日

衆中被申候者、何分村中之者共心底一同ニ無之様子相見候間、庄屋株之者共不殘召寄相尋候事、可然同和、即召寄午之刻来ル

申聞候者、此度之儀村方之者一同不仕様子相見へ候間、銘々心底申上候様申付候得者、伊右衛門申候者、是迄御本所様扶代小物成与

申儀不存候へ者、今以左様ニ存候由、追付次郎右衛門密ニ願候ハ、何分村方一同不仕候御本所之小物成扶代山与申者茂有之、不然者茂有之候間、何分宜御願申上候と申候

且皆々退セ、忝兩人ツ、へ古書物等読聞候へ者、何も上柴山之外ハ御本所之扶代山と存候由申之候事

猶御役人中へ口上ニ而願度旨申候間、印形指上候儀此方之指図無之内者、難成由申付遣候事

則伊右衛門、兵右衛門、久右衛門、治右衛門、右四人うつまさへ願ニ参り候事

夜九ツ時分、右四人者共罷り帰り訴候者、先刻より御役人中へ段々御託言申上候処、筆耕衆被申候ハ、地境如何候哉与御尋被成候間、申上候者、川東者本所之扶代山、西者上柴山、尤西はしニ少し本所之山有之由、別而御願申上度旨申候へ者、然者、書付を以御願可申旨被仰候

則申聞候者、書付出来候ハ、此方迄持参可仕旨申付帰し候事

十四日

衆評ニ、百姓共不心得ニ相極候上者、手ヲクレニ不成内、小堀家へ相届候事可然由、即大覚寺御僧、次より直ニ参り候事

七ツ時分、久右衛門、治右衛門願書持参候事、其趣者

乍恐口上書

一 私共村方御小物成場所為御見分、各様御出被遊候処、私共不調法成御案内申上、御地頭より蒙御察答、御見分相済不申奉恐入候、仍之私共聞覚罷有候趣御地頭へ申上候所、願之通御赦免被成下候、仍之かまとき山之儀者、南者梅ヶ畑領分、北者小野山境并杉坂領分落合川限、東者大川限、西北ニ少横尾山之御朱印地御座候、右之通御見分相済候様被成下候ハ、村方之者共一統ニ難有可奉存候

月 日

村役人 印

安田氏 和田氏

先右之書付預り置候間、此方へも右書付之趣を以願書認指上候様申付帰し候事

七ツ半時分、小堀へ之僧使帰山

右僧使、小堀元メ役人矢守勘助宅へ参り、口上之趣

此度御小物成山為御見分、御役人中寺領中河村へ御入込被成候処、百姓共不調法之儀有之、御見分相滞御帰り被成候、仍而村方者勿論本所二而も氣之毒ニ奉存候間、何卒御勘弁ニ而御檢地帳之面を以御見分被下候様、御取計頼入候由被申述候処、勘助被申候者、委細承知仕候、先役人共方以書状相尋候様被申候故、役所へ之書付者差出不申ニ而罷帰り候事

十五日

八ツ時分、治右衛門、佐右衛門、孫四郎、久右衛門、長次郎、善九郎、右六人又々見分役人衆へ願書尅通持参、口上ニ

此書付ニ而宜敷候ハ、是より直ニ可参与申候、其趣著

乍恐口上書

一 私共村方御小物成場所為見分各々様御出被遊候処、私共不調法成御案内申上、御地頭より蒙御察答奉恐入候、仍之村方之者共打寄色々相談仕候へ共、致方も無御座、甚難渋仕候、何卒御慈悲之上、往古檢地帳之趣を以、此度之御見分相済候様被成下候ハ、広大之御慈悲と難有可奉存候、以上

月 日

村役人 印

名あて

則右之書付ニ而遣し候処、役人衆被申候ハ、何分見分之儀者難成候へ共、此書付者、先可納置由被申候事、村役人六人右之旨申来候時者、七ツ半也

右者、正月廿四日より式月十五日迄之日記也

安藤

安藤 覺 左記伝伝寛

右者、正月廿四日より二月十五日迄之日記

披露 役人 記伝

朝役人

去日

寛音寺

同 同 田中王安藤寛 左之通り

戌 三月十七日より

中河村御小物成場所見分ニ付、出入日記

三月十七日

今日昼時、矢守勘助より手紙到来、使二者柳喜八与申者参り候事、則其趣者

以手紙致啓上候、漸暖氣ニ趣候マツと者乍申、朝夕未余寒御座候、御清福可被成御凌と奉賀候、然者、先頃私小屋江御光来御示談被成

候中河村山見分之儀二付、猶又御尋申度儀御座候間、明十八日御越被成候様奉存候、右得貴意候、以上

三月十七日

矢守 勘助

伯 英様

此方より返書之趣者

御手紙忝致薰読候、如仰未余寒御座候処、愈々御清安被成御勤候旨奉珍重候、然者、被仰下趣致承知、猶以参可得御意候、以上

三月十七日

伯 英

矢守 勘助様

同十八日

齋後、智敵師、智泉師、右兩人矢守氏之宅江参り対談有之候処、勘助被申候者、兎二角拙者と申合ニ而茂、御互ニ談しあい与申物ニ候間、仰之趣御書付被成、明日、明後兩日之中ニ御持参可被成旨被申候、則七ツ半時帰山

同十九日

今日、去日之趣案文仕候事

廿日

書付致清書候事、齋後、本見師、智泉師、右兩人書付致所持、小堀役所へ参り候事、則、其書付之趣者

御尋二付、返答書

一 今度御小物成山御見分二付、当山知行所中河村百性共心得違二而、御小物成場所其外寺領之差別茂不仕繪図面之通り惣山一同二御案内申上候段、重々不調法之至、依而、御見分相滞候故、寺領之様子御尋二付、御返答申上候趣如左御座候

一 中河村之儀者、御小物成場所かまとぎ山之外ハ、不残当山寺領二而、往古より支配致し来候儀、相違無御座候、仍之延宝七年石川主殿様御檢地之節茂、かまとぎ山之外者、御除き被成御檢地無之候、猶又慶長八年二月、稲葉甲斐守様江百性共より差上申候御請書二茂、田畑山林売買之節者、下にて仕間敷候旨分明御座候、則右御請書当山江被下置所持仕候、其後正徳三年二月、百性共山論仕候節、濟口之儀当山より申付候得共、百性共承引不仕、達而御公訴申上候二付、段々御吟味之上、右論所之山之分ハ、地頭所へ取上候様被仰渡、即御公儀様より御取上被下当山へ御渡被成候儀、明白ニ御座候、且又、当寺御朱印ハ、高雄山御朱印之内ニ而、領内之山百性共江為夫代遣置候儀茂、高雄山同様之儀ニ御座候、右申上候通、延宝七年御檢地之外ハ不残当山領ニ而支配致し来候儀、相違無御座候間、百性共心得違二而御案内申上候段、幾重茂御免被成遣、何分御檢地帳之面を以御見分被成下候様奉願候、從御公儀様永世被為下置候寺領山、少シニ而茂減少仕候而者、恐入奉存候間、何卒以御憐愍右願之通、御許容被成下候ハ、難有可奉存候、以上

横尾山西明寺

役者

本 秀 印

安永七年戊三月十九日

小堀数馬殿

御役所

齋後、本見師、智泉師、右兩人右之通之書付致所持、小堀役所へ参り、勘助へ右之書付相見七候処、勘助被申候者、此中正徳三年論所山御取上被成候儀、此通りニ而ハ相分チかたく候間、御取上之様子委細ニ御書可被成候、尤古き書物等御持参有之哉与相尋候間、即右百姓山論之節、濟口請状忝通指出候処、暫時致思案候而、則案文被指出候、其趣者如左候

(略)

右之通之案文指出候而被申候者、如是御認可被成候、併御得心ニ無之候ハ、如何様共可被成候、若此案文之通御認被成候ハ、其儘ニ而可置候、相違之旨御認被成候ハ、此案文拙者方御返可被成由被申候、則其書付致所持、右兩人之衆暮時帰山

同廿一日

御室御所へ御願申上可預御威光旨、衆決有之事、則齋ノ後智嚴師、純淨師、右兩人之衆中河村之繪図、旧記等致所持、杉本相州殿へ内意御頼申上ニ参り候処、他出之由、対談無之候事、則七ツ時帰山、但、衆□より添書有之候事

同廿二日

今朝、智嚴師、本見師、右兩人村之繪図、古記等致所持、杉本相洲殿宅へ参り相頼候処、早速為肯、則委細対談有之候事、右兩人齋前帰山

又齋後、智嚴師、本見師、伯英師、右三人如先繪図等致所持御室御所へ参り御願申上候処、杉本相州殿対談有之、則右之繪図等指上置、罷歸り候事、即御所当番より召状有之候事、其趣者

公用敷地、入木山等、此度從小堀家見分有之候処、横尾寺領山を茂一同中河村百姓共令案内、仍被及断見分、未済寄候等相聞候、公用差支之儀不可然、第一右寺領山ハ、如何様之訳ニ而惣見分ニ相成候哉、委細御注進可有之、尤難分候ハ、中河村役人并頭（係親也）百被召連、明廿三日昼時頃可有御參候事

三月廿二日

御室御所

当番

横尾寺

役者衆中

右之通り之御召状附、仍之中河村へ庄屋半兵衛、年寄山左衛門、山庄屋久兵衛、山年寄治右衛門、惣代兵右衛門、右之者共明朝六時迄（一ツ越）ニ此方へ罷越候様申遣候

同廿三日

今朝、又中河村へ拾壹町ノ組頭不残可罷出旨申遣候事、六ツ半時、昨日申遣候五人之者共来、四ツ時過、今朝申遣候拾壹丁ノ年寄来ル、名前別ニ在、齋後、義賛師、本晃師、兩人登山之百姓不残召連、御室御所參殿、則杉本相州殿右百姓召出被遂吟味候処、百姓共返答申上候由、尤日延願罷歸り候、当寺役者兩人暮時歸山、百姓共同断、則於当山右百姓共江今日御所ニ而御尋之由相尋、右御返答申上候趣、書付指出候様申渡候、其趣者

今日、御室御所ニ而山之儀御尋被遊候ニ付、御返答申上候ハ

同廿四日

四ツ時分、庄屋代孫四郎、年寄新右衛門、惣代久右衛門、右三人古証文写等持来候事
齋後、遂披露、則古証文之写、絵図ニ引合致吟味候事、其時先達而預り置候村方絵図面二枚落紙有之候を又々相尋候へ共、相知不
申候由、仍之為念其趣口書取置候、即其文

差上申覚

先達而御預申候中河村絵図面、西北之角式枚落紙有之候由御尋被成候、此儀者持参仕候時分茂申上候通、如何仕候哉相見へ不申候、
以上

中河村庄屋代

孫四郎

年寄代

新右衛門

惣代

久右衛門

安永七年戊三月廿四日

横尾山

御本所様

安永七（一七七八）年における境界争論（西村・井ヶ田・新谷）

右之書付取置帰り候事、尤明五ツ時迄ニ先達案内仕候者五人、庄屋、(當座)年都合七人、古証文之本紙可致持参旨申遣候事

廿五日

五ツ過、昨晚申遣候者共七人来ル、即古証文本紙受取致吟味候、斎後、義養師、伯英師、右百姓召連御室御所へ参候処、杉本氏下殿候由、則真乘院殿へ参、杉本氏へ对面候処、先同日者右証文之写指上置御帰可被成、猶一兩日之内此方より指紙遣候間、其節可有御参旨被申候由、右役僧兩人暮方帰山候事

廿九日

本晃師、純淨師、御室御所へ参り、様子窺候処、明朝日百姓共召連可致参殿旨被仰候事

四月朔日

智藏師、伯英師、本秀師、百姓七人召連参殿候処、百姓共御札之上、右百姓共へ可致一札旨被仰聞、則案文被遣候処、百姓共致得心、尤村方へかへり、何茂承知之上印形可仕旨申上、右之案文持帰、当山役者同時帰ル

二日

昨日御所より百姓へ被遣候一札、印形相調当山へ持参、則本晃師、智泉師、右百姓〔七人久右衛門、治右衛門、兵右衛門、孫四郎、新右衛門、三左衛門等也〕召連参殿、百姓より連印一札差上、罷帰候事

三日

明後五日、小堀家へ願書差出度候付、御室御所より役人衆付添被下様、口上書(マヤ)以本晃師參殿、口上書別扣置也

五日

小堀役所へ僧伏輪司、伯英師、右之願書并絵図、檢地帳之写差出候処、矢守被出会被申様者、成程此通ニ而能明白二分たる義と被存候へ共、外役人見分之者共御座候へ者、得と此者共へ相談、後日御招キ申品も可有之候間、其節乍御苦勞御出可被成由被申、則退出、百姓ハ治右衛門、兵右衛門、久右衛門、右三人召連也

六日

昨日、小堀へ御所より御使者御添被下候ニ付、御礼申上可然哉、杉本へ内談旁參宅、則指図ニて御殿へも一寸上り被帰候也

昨日、小堀へ召連候百姓三人之者共、今午時罷歸仍直ニ様子可申上申付候処、昨日夜前より小堀ニ而種々御呵被成候而、書物被下印形可仕由、御暇不出難儀至極、無是非印形仕可罷歸候口書取置也

七日

僧伏輪司、杉本へ右百姓共之口書所持候而、様子相尋候、別子細無御座候事、百姓久右衛門、人足耆人御召連被成候

五月五日

今朝五ツ時、矢守勘助方より岩佐八十八与申者、半紙を持来ル、其趣者

中河村御小物成山改之儀ニ付、御達申候儀有之候間、明後七日五ツ半時可被成御越候、以上

五月五日

矢守 勘助

本光様

伯英様

右之返事ニ

中河村御小物成場所御改之儀ニ付、明後七日可致參上旨被仰聞、致承知候、已上

五月五日

伯英

矢守勘助様

本光事他出故、連名相省候、以上

同日

四時〆過中河村より庄屋半兵衛登山、則小堀家より村方江之指紙所持候事、其文言

其村方御小物成山大絵図を持来、七日五ツ半時可罷出候

戊五月四日

小堀数馬 御役所 印

中河村 庄屋

右之指紙持參候二付、則七日二小堀家罷出候者共、明朝早々此方罷越候様申付歸し候事

六日四ツ時

山方庄屋久右衛門、年寄治右衛門、惣三左衛門、右三人登山候事、齋後右三人之者共申聞候趣者、御小物成山之絵図別二者無之処、右指紙之趣を請、村惣絵図持參候而如何可申所存二有之哉と相尋候処、申方無之与申候、仍此方より荒々申聞七候得共、睨与承引不仕、段々不心得之訊二相見候二付、右三人之者共留置、又々村方半兵衛、兵右衛門、孫四郎、佐右衛門、右四人可罷出旨申遣候処、兵右衛門、半兵衛者病氣之由、孫四郎、佐右衛門者他出之由二而、伊右衛門、新左衛門、伊兵衛、右三人夜六半時登山、則右三人之者共へ前段之趣申聞候処、四人之者共二不替心底相見候処、又々遂評儀、則右七人一同二召出、段々申聞候処、差引相談仕、御返答可申上旨、仍致猶予遣候、追付罷出返答申候趣、未得と承引之様二相聞へ不申候二付、段々申聞、何分明日之処、此方より申聞候通、小堀家二而急度可申旨申渡候処、漸令承知候

七日

隆通師、智泉師、右両僧、百姓共召連、小堀家へ參り候而、矢守勘助、和田伊左衛門、安田孫兵衛、右三人江対面有之候、趣勘助申候者、御小物成山見分二付、百姓共案内仕候処、從貴山依御察度相滞候上者、御小物成山之儀於貴山能御存知可有之候間、從貴山御案内可被成、且百姓江被仰付二茂不及事御座候、縦被仰付候而茂、從御山唯様方被仰付候与百姓可申候、尤百姓へ者、是迄案内仕候通、又々案内可仕様申付候間、左様御承知可被成、右役者より返答二者、於此儀掛合候者共、此節他出亦者病者も有之候間、日延被成下候

様候処、日延与申候而茂日限無之候而者、御差支二相成候間、然者、十三日迄猶予仕候間、十二日二御返答被成候旨被申候二付、承知致し候旨申し歸り候

九日

庄屋代孫左衛門、年寄代茂兵衛、山庄屋代新之丞、山年寄治右衛門、惣代孫四郎、右五人之者江何角衆意を申付、則卯下刻下山

同日

未刻、中河百姓左兵衛、覺左衛門、又三郎郎、右三人参候二而申上候者、村方ノ者共、一同二御小物成山かまとき之外者、御本所様之夫代山と相心得居申候間、其旨申上度由二而登山仕候御事御座候

十日

伯英師、知叶師、純浄師、右三人中河村江御小物成山寺領二山境内見分二参候事、知叶師者晚方帰、兩人者中河村二宿候而、今日見分相残候分翼日見分致し候而、則十一日齋後被帰候事

十二日 今日より罷越し候宿所者、庄屋半兵衛方也

齋後、智藏師、伯英師、源之介、中河江被参候而、申付品相尋品有之候事、伯英師者晚方帰山

十三日

見分役人和田并安田、此方より慈泉師、伯英師立会二而かまとき山見分致かけ候処、大雨故相止メ、其日者七八敷相濟候事

人衆息をやすむる二付、むなく罷帰り候

十七日

今早朝、智泉師、純淨師付添、隆道師右之衆役人へ掛合候口状^上之趣者、今度御小物成字かまとき山御見分無滞相濟候由、然処、其節之趣是から寺領之山茂御見分被成候様ニ御示談被成候旨、御立会之役者共委細横尾山へ及注進候、仍而一山之者共不番存候、依之此度御小物成山之御見分相濟候上者、寺領山御見分之儀御容捨被下度候旨申入候処、役人之返答に、今度者御小物成山之見分候得者、御寺領与申而者毛頭程も不仕候、尤当村より明和七年ニ御小物成山絵図被差上候間、其面を以見分仕儀ニ御座候、右絵図者先日横尾山より御見被成候絵図与大小之不同計ニ而、全同様之事ニ候、右当村より被差上候絵図ニ、則此絵図御小物成山毎歳三千六百束無滞上納仕候旨書付御座候間、先達而絵図之通案内申付、八九歩迄見分仕候処、從貴山御察度ニ付相滞候、依之此度貴山ニ被仰立之御小物成字かまとき山者見分相濟候得共、先達而百姓之案内残り見分仕儀ニ御座候、差而貴山之御夫代山を御小物成与申儀ニ而者無之候、只絵図面之通り見分仕候而しめく、り仕儀ニ御座候旨被申候ニ付、又此方より申候者

各様二者御小物成山御見分ニ候ハ、右場所字かまとき御見分相濟候上者、表之御役者相濟申候、此上寺領御見分之儀者御好之儀与存候、左様御座候ハ、拙僧乍存寺領御見分を受候而者、申訳御座候間、一山江罷帰り候而申訳之ため其趣御書付可被下候旨申入、則此方より口状書差出し候

口上覚

一 今度御小物成山字かまとき御見分無滞相濟候而惣絵図御認ニ付、寺領分ヲ御好ニ而御見分被成候旨被仰聞候、左様御座候得者、拙僧共一山江之為申訳右之由を一寸御書付被成可被下度奉願上候、以上

右之書付差出し候処、則寫し被取候而被申様者、拙者共相談仕、此より御返答可申候旨ニ付、罷歸り候処、追付半兵衛方へ右役人中より使参り候ニ付、又々罷越対面候処、両役人被申候者、御寺領之儀好ニ而見分仕儀ニ而者無御座候間、何分此儘ニ而可罷歸候旨ニ付、又此方より申し候者其段何とも恐入候、全此方より御役前指留之儀ニ而者無之候旨、重々申入候得共、是非共被立退候

十八日

今朝、御室御所江此度見分無滞相済由、御届ニ伯英師參殿候、尤委細之儀者、昨日隆道師より相模殿迄申入候、右伯英師者、直ニ小堀役所へ見分無滞相済ニ付為御礼参り候事、且又御室よりも為御挨拶御使者被指向被下候由、百姓より茂今日小堀へ御礼ニ参り候事

廿七日

矢守勘助より手紙到来、其趣者

其御寺より先達而御見セ被成候絵図、去ル七日各様江御戻申候、右絵図今一応見合候儀御座候間、御封被成候而此ものニ被遣候、以上

五月廿七日

尚、此間中者不正之天氣鬱陶敷事ニ御座候

御勝福可被成御凌奉賀候、以上

隆道様

矢守 勘助

智泉様

右之返事二

御紙面致薰誦候、如翰雨中鬱陶敷御座候処、弥御堅固被成御勤仕奉珍重候、然者、先達而懸留候物絵図、今一応被成御披覽度被仰聞、則御使へ相渡申候間、御落手可被成候、猶御見合候上御返シ可被下候、以上

五月廿七日

矢守 勘様

隆道
智泉

一 六月九日、相模へ御殿之礼等之義を聞合候処、御礼ニ御上り被成可然と被申候間、献物等之義聞合候所、差図有之、其通山崎へも御見舞旁候所、相模之差図之通可致、尚、相模へハ別ニ金式三百疋ニ茶二而も差添可遣由、尚又、光天師二而も御頼可申由被仰候ニ付、伯英直ニ参り候而、光師御頼申候

一 十一日、光師御登山

一 十二日、光天師并輪主同道二而、御室へ御礼首尾克済

宮様へ菓子料金式百疋、当職中へ式百疋、執達中へ百疋、取次中へ銀壹両、使者へ^{両度被}取立候銀式両、相模之宅へ別ニ朝日茶一斤、金三

歩進し申候

(にしむら たかし・同志社大学経済学部教授)

(いげた りょうじ・同志社大学名誉教授)

(しんたに ひろし・郷土史家)

安永七(一七七八)年における境界争論(西村・井ヶ田・新谷)

九七(七四)